山中湖漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料納付方法の変更

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案

山中湖漁業協同組合内共第１３号第五種共同漁業権遊漁規則

第１条～第３条　（省略）

（遊漁料の額及び納付の方法）
第４条　第２条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山中湖漁業協同組合事務所（南都留郡山中湖村平野５０６－２９６番地）、全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、　　ミニストップの店舗、「山中湖漁業協同組合　遊漁券販売所」の幟旗の立つ箇所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

（消費税込）

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	
			前売り	現場売り
全魚種	竿　釣	１日 １年	６００円 ７，５００円	１，２００円 －

第４条第２項～第８条（省略）

付　則（施行期日）
この規則は平成２６年１月１日から施行する。
この規則は平成２７年１月１日から施行する。
この規則は令和４年４月１日から施行する。

現行規則

山中湖漁業協同組合内共第１３号第五種共同漁業権遊漁規則

第１条～第３条　（省略）

（遊漁料の額及び納付の方法）
第４条　第２条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山中湖漁業協同組合事務所（南都留郡山中湖村平野５０６－２９６番地）、全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、サークルケイサンクス、ミニストップの店舗又は「山中湖漁業協同組合　遊漁券販売所」の幟旗の立つ箇所　　において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

（消費税込）

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	
			前売り	現場売り
全魚種	竿　釣	１日 １年	６００円 ７，５００円	１，２００円 －

第４条第２項～第８条（省略）

付　則（施行期日）
この規則は平成２６年１月１日から施行する。
この規則は平成２７年１月１日から施行する。